

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第4号

平成29年第2回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月17日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 平成29年3月29日（水）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	松	岡	高	志	議員	2番	小	野	潔	議員		
3番	稲	葉	剛	治	議員	4番	遠	藤	義	法	議員	
5番	吉	川	敏	幸	議員	6番	伊	藤	正	勝	議員	
7番	山	崎	隆	一	郎	議員	8番	平	野	千	穂	議員
9番	長	谷	川	真	也	議員						

不応招議員（なし）

平成29年第2回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年3月29日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 救急隊員暴行事件調査特別委員会委員長報告について
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 第2号議案 吉川松伏消防組合監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第3号議案 吉川松伏消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第4号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第5号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計予算

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	松岡高志	議員	2番	小野潔	議員
3番	稲葉剛治	議員	4番	遠藤義法	議員
5番	吉川敏幸	議員	6番	伊藤正勝	議員
7番	山崎隆一郎	議員	8番	平野千穂	議員
9番	長谷川真也	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原恵人
副管理者	会田重雄
消防長	酒井誠
次長	地引二郎
予防課長	戸井田勉
警防課長	黒田信浩
吉川消防署長	鈴木克巳
松伏消防署長	伊藤嘉則

本会議に出席した事務局職員

書記長	小池稔
書記次長	植竹敬一郎
書記	麻生悠樹

○長谷川真也議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○長谷川真也議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより平成29年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○長谷川真也議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○長谷川真也議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○長谷川真也議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

4番 遠藤義法 議員

5番 吉川敏幸 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○長谷川真也議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○長谷川真也議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成28年度定例監査及び平成28年8月から平成28年11月までの出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○長谷川真也議長 日程第4、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、平成29年第2回定例会に際しましてご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますが、3点の行政報告をさせていただきます。初めに、消防組合の平成29年度執行体制についてご報告をいたします。消防本部の指揮監督者である消防長でございますが、平成28年度末に吉川市役所市民生活部付の派遣期間が満了となりますことから、平成29年度においては消防本部次長職の者を消防本部消防長に任用することといたしました。消防組合の人員においては、新規採用職員3名、再任用職員3名を含め149名としたところでございます。

また、消防長の任命権となるところでございますが、吉川市と消防組合とにおける危機管理上の連携強化を図る目的から、吉川市役所職員を当消防組合に派遣職員として配置するとともに、消防組合職員を吉川市役所に行政研修派遣するものでございます。なお、松伏町役場職員との人事交流におきましても、今後検討をしております。

2点目、消防車両寄贈に伴う職員の海外派遣についてご報告いたします。当消防組合では、開発

途上国の消防力の充実強化など、国際協力に寄与する目的により、国際支援団体からの照会に合致する更新済みの消防車両を無償譲渡しております。平成27年度に水槽付消防ポンプ自動車を一般社団法人日本外交協会に寄贈いたしましたことから、寄贈先であるパラオ共和国の現地消防隊に対する技術指導の要請が日本外交協会からありまして、平成29年2月11日から2月19日までの9日間、当消防組合職員1名を派遣し、当該寄贈車両の操作方法、消防資機材の操法などの技術指導に当たり、国際貢献を果たしました。

3点目、平成28年中の火災、救急等の出動状況でございますが、事前に資料を配付させていただきましたので、ごらんをいただきたいと存じます。初めに、管内の火災発生によります出動件数につきましては34件で、平成27年中と比べますと6件減となっております。火災種別ごとに平成27年中と比べますと、建物火災が16件で1件増加、車両火災が3件で3件の減、枯れ草火災などのその他の火災が15件で4件減となっております。出火件数34件を出火原因別に見ると、放火と放火の疑いを合わせますと11件で、全体の32.3%となり、出火原因の上位となっております。また、自損行為と思われる車両火災により死者が1名発生しております。

次に、救急出動件数につきましては、3,985件で、平成27年中と比べ137件増加しております。搬送人員3,482名のうち、傷病程度で見ますと、半数以上の1,962名が軽症となっており、全体の56.3%を占めております。また、年齢別区分で見ますと、1,786名が65歳以上の高齢者となっており、全体の51.2%を占めております。なお、3,985件の出動件数のうち503件が不搬送事案となっております。

119番入電から現場到着までに要した時間を見ますと、平均所要時間については7.2分となっており、平成27年の全国平均8.6分と比べますと、1.4分早く現場に到着しております。時間帯別で見ますと、午前8時から午前10時までの間が最も多く、323件、曜日別で見ますと、月曜日が392件で最も多く出動しております。

次に、救助出動件数につきましては78件で、平成27年中に比べますと1件の増加となっております。事故種別に見ますと、その他の事故が最も多く28件、建物内に閉じ込められる事故などの建物等による事故が20件で、全体の25.6%を占めております。

なお、出動状況の詳細につきましては、お手元の資料をごらんいただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。



◎特別委員会委員長報告

○長谷川真也議長 日程第5、救急隊員暴行事件調査特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

特別委員会委員長より、会議規則第100条に基づく調査終了に伴う報告書が本職宛て提出されておりますことから、会議規則第39条に基づき、委員長の報告を求めます。

遠藤義法特別委員会委員長。

○遠藤義法救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会委員長 4番の遠藤ですが、それでは、平成28年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会において設置されました救急隊員暴行事件に関する調査特別委員会におきまして、平成28年12月19日付にて当消防組合議会より地方自治法第100条第1項の権限を委任され、調査を付託されました、平成24年12月30日未明に発生した吉川消防署救急隊員暴行事件の真相解明に関する事項の調査が終了いたしましたので、特別委員会を代表いたしまして、調査の報告をさせていただきます。

なお、主要な点の報告とさせていただきます、調査事項の詳細につきましては、お配りしております救急隊員暴行事件調査報告書をご確認していただきますようお願いをいたします。

本調査特別委員会は、前述、調査付託をされました平成28年12月議会定例会の会期が1日限りであり、開会中での調査終了が見込まれないことから、議長宛て継続審査を申し出、閉会中の継続審査に付されているところをございました。閉会中におきまして、議長を除きました消防組合議会の全議員8名を構成とする委員により、会議開催を重ね、調査を進めてまいりました。

本調査特別委員会は、消防組合議会及び消防組合を組織する地方公共団体の議会において、事件の事案処理、諸手続など、執行機関による説明が事件の事実行為と相違ないことを確認及び確証する方法により調査するものといたしました。

調査を進めるに当たりまして、本調査特別委員会は、事件の真相解明すべき焦点を被害隊員に対する加害者が消防本部に謝罪に訪れ、示談を取り交わした加害者と同一人物であるか、また現在の管理者による関係者からの直接聴取において確認されているところではございますが、調査委員会においても、被害隊員に強制力が働く指示はなく、本人の意向により被害届が取り下げられているかを直接的に確認、確証することといたしました。

本事件は、執行機関の口頭による説明でありましたことから、消防組合議会より委任されております地方自治法第100条第1項の権限に基づき、説明の根拠となる事件当日の記録となります、原本と相違ない、救急活動記録票、救急支援活動報告書、119番通報の録音内容、救急活動現場で使用した除細動器に内蔵する音声を検証するとともに、事件の関係人となります、被害隊員、加害者を抑制した消防隊長、そして加害者と示談書を取り交わした消防本部次長に尋問をさせていただき、誠実なる証言を得て検証してまいりました。

本調査特別委員会におきます調査結果につきましては、消防組合執行機関より消防組合議会に対する本事件に関する説明におきましては、明白な不正、虚偽、疑義事項がなく、事実行為として、被害隊員に対する加害者が被害隊員に治療費等を支払うことで示談書を取り交わしたことに相違がなく、また被害隊員の意思決定により暴行事件に関する被害届を取り下げたことに相違ないこと

を報告いたします。

また、本調査特別委員会による調査報告書をもって事件は解明され、本件における事態は終結したものであり、以降の吉川松伏消防組合議会において取り扱う案件ではないものとして報告をいたします。

以上でございます。

○長谷川真也議長 会議規則第98条第2項に基づき、少数で廃棄された意見で、ほかに出席委員1名以上の賛成により留保された少数意見報告書の提出はありませんでした。また、委員外議員がいないことから、質疑及び討論を省略します。

それでは、付託いたしました調査事項の採決をいたします。

ただいまの特別委員会委員長の報告内容をもって、平成24年12月30日未明に発生した吉川消防署救急隊員暴行事件の真相解明に関する事項の調査を終了することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長谷川真也議長 挙手多数であります。

よって、本付託調査事項は特別委員会委員長の報告内容をもって終了したものと決定されました。

次に、特別委員会委員長の報告のとおり、本事件における事態は終結したものとし、以降の吉川松伏消防組合議会において取り扱う案件ではないものとするに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長谷川真也議長 挙手多数であります。

よって、本事件は終結したものとし、以降の吉川松伏消防組合議会において取り扱う案件ではないものと決定されました。



◎一般質問

○長谷川真也議長 日程第6、一般質問を行います。

通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質問を許可いたします。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

大変、痛恨、そして予期しない事件が、あるいは事故が、災害が多発をしております。27日、おとといの朝、那須温泉スキー場の近くで表層雪崩が起きて、そして高校生7人を含む8人がお亡くなりになった、大勢の方がけがをするという大惨事がありました。これは、想定外と言えればある種の想定外ではありますけれども、急斜面に近いところで、しかも新雪が降り続けている中で、安全講習のためのラッセル訓練中での事故でありますけれども。警察が業務上の致死傷事件として、業

務上過失の致死傷事件として捜査に入ったということでもあります。

私は、50年ほど前に長野県の松本町というところで、北アルプスの前線基地でありますけれども、そこで山岳記者として記者生活のスタートを切りました。5年半ほど滞在をして、向き合ってきました。この事件は、間違いなく人災であるというのが私の判断である。最終的には、今の悲しみは怒りに変わってくる。たったわずかの判断の差がこういう事態に至ると、とても残念なことだと、怒りをもってこの事故を今見詰めています。

通告に従っての質問であります。それより以前に、12月議会からこれまでの間に全国的に、災害に立ち向かう上で教訓とすべき災害や火災が発生をしております。それに関連して質問をいたします。

まず、埼玉県の上野原町で発生をいたしましたアスクル倉庫火災の教訓と課題についてであります。消防業務につきまして、アスクル倉庫火災はある意味で異常な火災であったと思います。異例の火災だと言ってもいいかと思えます。12日間にわたって燃え続けました。東京ドームの用地と同じ面積の倉庫規模だというふうに報道されています。周辺住民の避難も必要でございました。

どうしてこんなに長い間にわたって鎮火ができなかった、燃え続けたのか。初期消火の大切さ、そしてこういう閉鎖された倉庫内などでの防火ということの難しさ、そういういろんなことを提起しているのだと思えました。国交省や消防庁や、合同のチームが捜査、点検、そして今後どう生かすかというようなことも検討しているようでございます。事実上、どんなふうにとらえてもらおうか、最新の情報とともに、そのことをまず伺いたいということでもあります。

大変、消火に手間がかかっています。防火シャッターだとか消火栓とか、いろんな問題はあるのかと思えますけれども、その辺の理由と対策についても伺っておきます。

とりわけ吉川では、このように、これほど大きい規模のものはないかと思えますけれども、これに似たような倉庫類もあるのかなと推定をいたしますけれども、吉川の防火シャッターの実情、そしてこの火災等を受けて、役割を、あるいは点検を再開したようなことはあるのかと、どういうふうに私どもの消防本部としては受けとめて今後にかかすのかという問いかけであります。

次に、糸魚川の大火の教訓と課題についてであります。糸魚川の大火も、昼間の火事ではございましたけれども、あっという間に140を超える家屋が燃え尽きるという大火でございます。密集木造の市街地、若干、強風が重なって大火になった。消火栓も十分に機能しなかったと、個数も足りなかったということも伝えられていますけれども。この大火、全国どこにでも起こり得る、そういう教訓を我々に与えているのではないかというふうに思います。

吉川にとって、消防の実務に責任を負う立場からどんなふうにかかすのか。具体的には、旧市街地あるいは一部、南中学校の周辺を含めて住宅が密集をして、それ以外のところも悪条件が重なれば似たような状況にもなりかねない、そういうことだろうと思えます。どんなふうにかかすのか。

消火栓が十分機能しなかったという指摘もありました。吉川の場合、消火栓あるいは簡易ポンプなどの設置状況、密集市街地には特に目配りが必要だと思えますけれども、住民避難や自主防災の備えは進んでいるというふうに受けとめているのか、どういう認識でいらっしゃるのか伺っておきます。

また、消防分団の配置等も、やはりそういうことも念頭に対応が必要な部分もあるかなと思えますけれども、そういうことが配慮されているのか、この機会に伺っておきます。

もう一つは、長野の山岳救助消防隊員9人がヘリコプターで訓練に向かう途中、墜落をし、まさに松本市の飛行場からごく近いところで、考えられないようなところで滑落をして、山岳の救助の専門家たちが、みずから犠牲になる、そういうようなことであります。今回の那須の雪崩による犠牲も、登山の安全講習のとき、どちらも一番、危機管理をしっかりとやって、より安全で、より、いざという場合にしっかりと対応ができるように目的を持った行動であります。それが、みずからその中で埋没というか、沈没をしていくような、こういうことは本当にあってはならないことだと思います。こういうものを想定外というような形で処理をされたのではたまらないというふうに思っております、これも刑事事件としての捜査も続いているのでありますけれども、リーダー、特に指揮、管理監督に当たる人たちの心構えはしっかりとしていなければ、こういうことが他山の石ではなくて、どこにでも起こり得るのだと、そういうことをしっかりと認識をして取り組んで、受けとめていただきたいと、そういう思いで、吉川のリーダーシップをとる人々の心構えをこの機会に受けとめておきたいということで、以上、大きく3点、質問をいたしました。

なお、一般質問でありますので、一言。先ほど救急隊員暴行事件の調査報告書がありました、私は、今もあるということで、これに対する報告書は納得できないよと、むしろ市民の不信感を増幅するのではないかということを書いた見解を委員会に出しました。消防の皆さんも一部ごらんになっていると思えますけれども、ぜひそういう見解を読んでおいていただきたい。いろんな機会に、私は、また必要があれば、議員として、そしていろんなところにかかわってきた人間……

○長谷川真也議長 伊藤議員に申し上げます。

ただいまの発言は議題外の発言となりますので、注意をお願いいたします。

○6番 伊藤正勝議員 発言、取り扱いをしておきます。よろしく申し上げます。

○長谷川真也議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

戸井田勉予防課長。

○戸井田 勉予防課長 予防課長の戸井田でございます。よろしく申し上げます。伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目のアスクル倉庫火災の教訓と課題のうち、1番目のこの火災の最新の情報はいかがかでございしますが、総務省消防庁災害対策室発表の「埼玉県三芳町倉庫火災」第10報によりますと、3階建ての倉庫で延べ面積7万1,891.59平方メートルのうち、調査中ではありますが、約4万

5,000平方メートルの床面積が焼損した火災で、重傷1名、軽傷1名の負傷者が2名発生しております。出火階は1階で、火災の原因につきましては調査中となっております。

次に、2番目の焼失、消火活動の実情と課題、消火活動が手間取った理由と対策でございますが、埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消火活動のあり方に関する検討会が平成29年3月14日に総務省と国土交通省の共同により開催されております。検討会の趣旨といたしましては、大規模な倉庫で延焼拡大し、消火活動に長時間を要したことから、同種の火災の再発防止と今後取り組むべき防火対策、消火活動のあり方について検討するものとなっております。検討会の結果を十分に研究し、管内実情と照らし合わせ、対策を検討してまいりたいと思っております。

次に、3番目の吉川での防火シャッターの実情と点検実施についてでございますが、消防用設備につきましては消防の所管となっておりますが、防火シャッターは建築基準法の規定により建築物に設置されておまして、定期検査の所管は埼玉県都市整備部の地域機関でございます越谷建築安全センターとなっております。当消防組合では、吉川松伏消防組合火災予防条例第43条の規定により、防火対象物の関係者から防火対象物使用開始届け出が提出された際に、建物図面に記載を求め、消防検査の機会などを捉え、現場確認を行っております。点検実施につきましては、消防への防火シャッターの点検結果報告を規定する法令がないことから把握はしておりませんが、立入検査を実施した際に防火シャッターの作動状況に関係者に尋ね、閉鎖障害の有無についてもあわせて確認しております。

次に、4番目のこの火災の教訓を消防として今後はどう生かすかでございますが、2番目でもお答えいたしましたが、総務省と国土交通省が共同で検討会を開催しておりまして、主に被災前の出火建物の概要、火災の状況、消防用設備等の状況、出火建物の状況、消防活動状況、倉庫に対する防火対策と現状について検討がされておりますが、結果につきましてはまだ公表がされておられません。結果が公表されましたら、埼玉県三芳町倉庫火災の状況について研究を行い、教訓として生かされる内容を検討いたしまして、今後の当消防組合の消防業務に生かしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 鈴木克巳吉川消防署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 伊藤議員のご質問にお答えします。

糸魚川火災の教訓と課題のうち、初めに質問事項1点目の大火の実情と教訓及び同様の大火のおそれはないか、どう受けとめているかについてでございますが、糸魚川市での延焼拡大の原因は、木造密集地域、強風、消防力の不足の3つが考えられます。吉川市でも、同様条件が重なれば起こり得ることと考えております。道路幅の拡幅、緑地、公園の整備等によって空地进行を計画的に配置して、家屋を燃えにくくするまちづくりが住宅密集地域においては防火対策上最も確実かつ重要な方法であると考えますが、財政事情などからそう簡単に解決できていない状況があると思っております。

火災を防ぐには、自助、共助、公助の全てが必要となります。吉川消防署では、平成26年度から

火災防御困難地域の防火対策を組織目標に掲げ、自助、共助の充実強化を図るため、火を出さない、初期に消火を行うことが重要であることから、さまざまな取り組みを行ってまいりました。木造住宅が密集し、狭隘な道路が多い吉川小学校周辺の地域を住宅防火モデル地区に指定し、それに伴う住宅防火モデル地区ステッカーの世帯配布、電柱広告の貼付、地域座談会の実施、防災イベント及び住宅防火訪問の実施などを地元消防団の皆様と連携して協働で行ってまいりました。また、平沼地区から3つの街区を指定し、この地区における火災拡大時に対する警防計画を作成し、早期に近隣市町村への特別応援要請と埼玉県下消防本部への応援要請などの初動態勢の充実強化を図り、計画対象物火災としての出動体制を構築したところでございます。保、中野地区につきましては、今後、防火意識の向上を図るため、住宅防火訪問などによる防火安全対策を検討してまいります。

なお、消火栓、簡易ポンプなどの設置状況、自主防災の備え、消防分団の実情、課題につきましては警防課長が答弁いたします。

○長谷川真也議長 黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 警防課長の黒田でございます。よろしく願いいたします。

2点目の消火栓、簡易ポンプの設置状況、住民避難や自主防災の備えは進んでいるかにつきましては、平成29年3月17日現在、吉川市内の消火栓の総数は618基、防火水槽が310基でございます。このうち、旧市街地、保、中野地区に設置されております消防水利の数は、消火栓が118基、防火水槽が64基を設置しております。

消防水利の配置を消火栓で見ますと、市街地または準市街地の防火対象物から消防水利に至る距離が、商業地域、工業地域などで、年間平均風速が4メートル毎秒未満のもので100メートル、年間平均風速が4メートル毎秒以上のもので80メートル以下となるように設けなければならないなどの消防水利の基準に従いまして、消防活動に有効的に配置されている状況でございます。

消防水利につきましては、消防組合と構成市町または事業主と協議を行いまして、構成市町または事業主が設置し、その後の維持管理などを行っていきます。なお、消防水利の点検につきましては消防組合で行っているところでございます。簡易ポンプの設置につきましては、吉川市に確認をいたしましたところ、平成29年3月現在、簡易ポンプの機能を有していると思われまます可搬ポンプやスタンドパイプなどの資機材は自主防災組織へ配備はしていないというふうになっております。

住民避難や自主防災の備えは進んでいるかについてでございますが、自主防災組織の設置につきましては構成市町にて実施しておりまして、吉川市に確認いたしましたところ、平成29年3月17日現在、吉川市内には95の自治会がございまして、そのうち55の自治会が自主防災組織を設立しております。旧市街地、保、中野地区内におきましては、25の自治会がございまして、自主防災組織につきましては21が設立されております。

このうち、自治会からの要請によります消防訓練につきましては、平成28年度では8つの自主防災組織及び近隣の自主防災組織が合同で実施しております。訓練の内容につきましては、水消火器

を使用しました消火訓練、鉄パイプ及び毛布を使用した応急担架による搬送訓練、火災による煙からの避難を体験する煙中体験などを行っており、消防本部専門員を派遣し、地域防災についての講話も行っております。当消防組合としましては、消防訓練を通じまして、自主防災組織及び地域住民へ災害発生時の迅速なる対応を実施していただけるよう、個人の防災意識向上を図り、災害に対応できるような意識づけを継続して実施してまいりたいと考えております。

3点目の消防分団の実情を含め、課題を伺いますにつきましては、旧市街地、保、中野地区におきます管轄分団は、5分団35名、6分団29名、7分団21名、9分団18名となっており、4分団とも小型動力ポンプ付積載車を配備しております。吉川市消防団におきます出動体制につきましては、旭地区、吉川地区、三輪野江地区の3地区を基本とし、第1出動からの段階的な出動を基本といたしますが、災害の規模により全分団が出動するものとなっております。

糸魚川市大火における消防団の活動につきましては、公表されている資料などによりますと、出火日時が平成28年12月22日10時20分ごろ発生し、鎮火日時が平成28年12月23日16時30分と長時間に及ぶ火災であり、消防団員の活動人員は延べ1,476人でありまして、消火活動や避難誘導などさまざまな活動を行っております。本火災において負傷者は17名でございまして、その内訳を見ますと、一般市民2名、消防団員15名となっております。消防団員が負傷したという状況を見ますと、災害現場で活動中である際につきましても、安全管理について、いま一度消防団員に対しまして周知し、徹底を図る必要があると考えております。個人装備につきましては、防火衣一式の更新整備やゴーグル、耐切創手袋の配備、資機材につきましては、消防団の装備の基準に基づきまして、油圧ジャッキやチェーンソーなどの救助資機材、無線受令機などの装備を整え、充実強化を図っているところでございます。

次に、ヘリコプター墜落事故の状況についてお答えいたします。長野県の山岳救助消防隊員9人のヘリコプター墜落事故死についても、水防など各種の訓練とも関連してさまざまに注意喚起をしているのではないかと、どう受けとめていきますかについてでございますが、平成29年3月5日、長野県におきまして発生いたしました消防防災ヘリコプター墜落事故に際しまして、平成29年3月6日、総務省消防庁より埼玉県並びに関係政令市消防長に対しまして「消防防災ヘリコプターの安全確保の再徹底について」通知がございました。安全管理体制の再点検や地形、気象などの事前把握の徹底など、主に消防防災ヘリコプター運航時における機長や運航管理者などに対する内容でございます。

当消防組合におきましては、平成29年3月現在、登録されている消防防災ヘリコプターの場外離着陸場につきましては、吉川市は、吉川運動公園、吉川中央中学校、松伏町は松伏記念公園となっております。また、平成29年2月19日に行われました吉川市減災プロジェクトにおきまして、消防防災ヘリコプターによります救出救助訓練を実施した際に、吉川運動公園におきまして消防隊の地上からの機体誘導訓練を実施しております。事前の訓練教育も行っておりまして、訓練内容や安全

管理について訓練隊員に十分説明を行った後、実際の訓練に臨んでおります。当消防組合におきましても、災害時や訓練時に消防防災ヘリコプターを要請する場合がございますので、その際の地上での安全管理についていま一度確認をしてまいりたいと思います。

当消防組合では、職員に対しまして、安全管理全般の事項といたしまして、公務災害の防止及び軽減を図り、安全な消防業務の推進に寄与することを目的としました吉川松伏消防組合安全管理規程がございます。また、消防訓練、救助訓練、水難訓練などの各種訓練時の安全管理に関する必要事項といたしまして、事故防止に資することを目的としました訓練時における吉川松伏消防組合安全管理要綱がございます。このような規程や要綱に基づきまして、今後におきましても、災害時及び訓練時ともに安全管理を第一に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再質問はありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。

いずれも吉川に限った話ではありませんけれども、やはり大きな事故も、地震や津波のときもそうですけれども、想定外という言葉は実質的に使えなくなってきた。いろんな、参考になると言ったらちょっと表現が適切ではないかもわかりませんが、教訓となるような事件、事故、災害、いろんなものが各地で相次いで起こっているわけでありまして、常にそれらをしっかりと踏まえて、適切な対応、そしてよりよい消防、救命、救急、そして安全管理に努めていただきたいと願っています。

ここからは質問ではありません。あと3日で4月に入ります。人事異動が先ほど内示をされました。新しい機運が生まれてきつつあるかなと。とりわけ消防長に現場から昇格をされる、これは、吉川松伏消防本部が発足して四十数年、実質的には下から上がる最初のケースになるのかな、いい意味でそういうことが引き続けばいいなと思いつつ、同時に、新たな気持ちと新たな取り組みをぜひ実践をして、消防上がりの消防長が誕生したことによって、消防の機運が一段と高まる、願いをし、希望しておきたいと思います。

最後に1つだけ。組織というのはどういうものなのだと。今回、先ほどの報告で一つけりをつけたという形に議会としてはなるのかもわかりませんが、組織の受けた事件が、組織として対応しなければいけない問題を個人の問題で処理をする、こういうことはあってはならない、そのことを私の意見として最後にしっかり申し上げておく。上意下達で、命令系統に問題はなかったなどということだけで済むのかどうか、組織の基本的な管理運用というものはどうあるべきか、そのことをしっかり踏まえて、おかしい指示、命令があったら、その理由を問いただす、職権の乱用であればそれを正していく、そういうような気風が私はあってもらいたい、消防団、現場が。消防で働く皆さんが気持ちよく、そして文字どおり闊達にして、市民のために、消防、救急、救命業務に取り組み

るように、いささか取り組みがお粗末で、そして、私の言葉で言えば隠蔽してきた、そういう体質を新しい人事の機会に一掃してもらいたい。組織というものはどうあるべきかということをごひみんなで考えて、よりよい消防にしていだきたい、このことを願っています。

質問ではありませんが、ご意見があればどうぞ。最後の機会ですので、消防長、あれば。

○長谷川真也議長 伊藤議員に申し上げます。

議題外なので。

○6番 伊藤正勝議員 では、私の意見をして、終わります。

○長谷川真也議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時33分

○長谷川真也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎第2号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第7、第2号議案 吉川松伏消防組合監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第2号議案 吉川松伏消防組合監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、市町村となります普通地方公共団体の現金の出納は、監査委員が毎月例日を定め、検査しなければならないと規定されております。特別地方公共団体であります当消防組合におきましては、現在、4月、8月及び12月の年3回の出納検査を実施していただいているところでございますが、地方自治法第292条の規定において、地方公共団体の組合については、市の加入するものにあつては市に関する規定を準用することとなっておりますことから、これを見直し、毎月の25日に実施していただきますよう改正するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておきませんので、

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第2号議案の採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案 吉川松伏消防組合監査委員条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎第3号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第8、第3号議案 吉川松伏消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第3号議案 吉川松伏消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案につきましては、先ほど第2号議案 監査委員条例の一部を改正する条例にてご説明をいたしましたとおり、監査委員によります現金の出納検査を年3回から毎月の方式に改めさせていただくことから、当該の勤務に応じまして、年額から月額支給に改めるものでございます。また、報酬額におきましては、埼玉県内におきます他消防組合、広域圏などにおきます同委員の金額を参照の上、定めたものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○長谷川真也議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

通告番号第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、第3号議案につきまして、2点質問をお願いします。

提案理由は、勤務に応じた報酬に改めるということで、第2号議案で現金出納検査方式の見直しについても提案をされました。この改正によって、実質報酬は2倍近くになっているというふう

受けとめておりますが、それでも月額1万円程度ということになるのかなど。業務の内容との関係でどういうふうを受けとめるべきなのかな、報酬の妥当性についてもう一言ご説明をいただければということでございます。

次に、監査委員の使命と役割、一段と重いものになっていると、公会計も企業についても、コンプライアンスを含めて、監査委員のお仕事、役割というものに注目が集まると同時に、その期待も大きくなっているのだらうと思います。この機会に、吉川松伏消防の場合の監査委員に対してということが望まれるのか。会計監査とともに業務監査もうたわれておりますけれども、業務監査ということであると非常に幅が、とりようによっては広くて、この程度の報酬ではちょっとそこまではという、そういう感じもしないでもありません。どういうことを期待されているのか、この場合の業務とはどういう内容を指しているのか、監査委員に対するトータルとしての役割と使命、そして管理者が期待するものは何なのかということをおの機会に伺わせていただきます。

○長谷川真也議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

地引二郎次長。

○地引二郎次長 それでは、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の前半、改定の狙いについてでございますが、先ほど第2号議案 吉川松伏消防組合監査委員条例の一部を改正する条例にて管理者より説明がありましたとおり、当消防組合は吉川市の加入する地方公共団体でございます。地方自治法第292条の規定により、市に関する規定を準用することとなり、市町村となります普通地方公共団体と同様に、監査委員による現金の出納検査を毎月例日により実施していただくこととなります。現在までは、実質、4月の出納検査、決算審査とあわせた8月の出納検査、12月の出納検査、2月の定例監査の年4回でございます。平成29年度以降におきましては、毎月の出納検査、決算審査、定例監査、また現在も同様でございますが、必要に応じ、随時監査、行政監査を実施していただくこととなりますことから、同法第203条の2第2項により、勤務日数に応じて支給するものと規定されておりますことから、年額から月額支給により改正をするものでございます。

続きまして、1点目の後半、実質倍増、増額した報酬の妥当性についてでございますが、こちらも管理者から説明がありましたとおり、埼玉県におきます他消防組合、広域圏などにおきます監査委員の報酬額を参照いたしまして、当該の平均額を算出し、当消防組合非常勤特別職の報酬、議員報酬と調整を図り定めたものでございますことから、妥当なものと考えております。

次に、2点目の前段、会計監査とともに業務監査もうたわれているが、業務監査の業務とは何かでございますが、同法199条第2項に規定されております普通地方公共団体の事務の執行についての監査のことと存じますが、消防組合におきます財務に関する事務の執行、経営にかかわる事業の管理について、その事務処理が住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げる、また常にその組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図る趣旨にのっとりなされているかどうか

を監査するものでございます。

続きまして、2点目の後段、業務全般への目配りは相当エネルギーや専門的視点が要ると思うが、どう考えているかについてでございますが、監査委員におかれましては、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見により監査等を実施していただいております、指摘事項、意見等がある場合は、その適正化や意見反映を図れるよう取り組むものでございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再質疑はありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 この機会に1つだけ。

定例監査の報告はわかりますけれども、そのやり方は、2人の監査委員だけでやっているのか、事務局がかかわってやっている部分も多々あるのかなと思いますけれども、そのやり方と、それから幹部が監査委員と意見交換をしたりするような機会がこれまであったかどうか、あるのかどうか、そこら辺の日常業務の推進の実情というものをこの機会に、一言で結構ですので、ご紹介をいただきたい。

○長谷川真也議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

地引二郎次長。

○地引二郎次長 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、出納検査のやり方につきましては、担当の部署は総務課になっておりますが、総務課の職員が、監査委員さん、2名おりまして、それに対して、例えば4月から8月までの現金徴収に対して全てを説明をさせていただいております。また、定例監査というのが2月にございまして、これにつきましては、各部署、例えば報告が、警防課、予防課、吉川署、指令室といった担当の者から全て細かに説明しております。以上でございます。

ただ、監査委員さんと幹部との交流ということなのですが、事前に、早く来ていただきまして、情報交換とかいろいろしておりますので、間違いなくやっておりますので、問題はございません。

○長谷川真也議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第3号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案 吉川松伏消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎第4号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第9、第4号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第4号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

現行におきます消防組合職員の特殊勤務手当につきましては、国におきます行政改革の方針により、平成17年3月に、制度や運用面において特殊勤務手当としての趣旨に合致しないものを見直し、適正化を図るため改正をしているところでございます。本趣旨を継続するものでございますが、当消防組合の管内情勢におきましては、出動件数の顕著な増加傾向、大規模災害時における緊急消防援助隊登録車両の追加状況、免許資格などによる専門的知識、技術を要する特殊な業務など、消防職員を取り巻く環境が変化しており、著しく危険、不快、困難な特殊勤務の実情に即し、これを見直しさせていただきたく提案するものでございます。

なお、詳細については消防長より説明をさせていただきます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○長谷川真也議長 次に、酒井誠消防長。

○酒井 誠消防長 それでは、第4号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

消防職員におきましては、消防組織法に基づき、給与、勤務時間、その他、被服や装備品などの意見を提出し、組織区分ごとの推薦者などで組織する委員会において審議する消防職員委員会制度がございます。当該委員会において、諸般の特殊勤務手当に係る意見が審議され、諸課題を検討する必要があるなどの意見が提出されました。私といたしましては、委員会の意見の趣旨を尊重するものとし、既存の種類などを含め、社会情勢等に応じ、特殊な勤務全般に対する手当支給の妥当性、客観性を検討するため、特殊勤務手当検討会を設置し、その答申を踏まえ、改正をさせていただきたくございます。

具体的な改正内容についてご説明いたします。第2条に規定されております特殊勤務手当の種類でございますが、現行の火災等出動、救急出動、潜水手当のほかに新たに3つの種類を追加するものでございます。

まず1つ目に、死体取扱手当でございます。消防職といたしましては、市町民の生命、身体を災害から防除し、傷病者を搬送する任務がありますことから、少なからず社会死状態の死体に接する出勤がある状況でございます。しかしながら、消防職員におきましても、腐乱、腐敗が進行している状態などの死体の直接的な運搬作業などに充実したときは、相当たる、精神に強いストレスを与えるものであり、特殊な勤務に当たるものでございます。また、管内において、東西に河川がある地理的要因により、水難現場で腐乱死体を引き揚げる出勤案件がありますことから、追加するものでございます。

次に、2つ目は夜間通信管制手当でございます。消防署及び指令室の交替制勤務職員は、午前8時30分から翌日の午前8時30分まで、暦日を異にして継続勤務する当務の勤務形態をとっております。その当務日における勤務時間の割り振りにおきましては、指令室の交替制勤務職員は、午後10時から翌日の午前5時まで当務する4名もしくは3名の職員が、1名当たり夜間におおむね2時間もしくは3時間交代で119番通報受け付けを初めとする通信管制業務に当たっております。また、指令室を備える吉川消防署の交替制勤務職員におきましても、午後10時から翌日の午前5時まで当務する職員において、1名当たり1時間交代で7名の職員が通信管制業務の補助に当たり、指令室職員を含め、常時2名配置により夜間の通信管制業務に当たっております。本業務は、夜間の時間帯の勤務であり、業務の性質上、緊張度を有する業務であり、通報数や内容により配置人員を増加することもあります。原則2名体制による通信施設への拘束性からも困難な特殊な勤務でありますことから、夜間通信管制業務に従事しない他の消防署などの交代制勤務者と同様に、正規勤務の給料で措置することは適当でないことと考えられ、直接的に従事した職員に対する特殊勤務として追加するものでございます。

次に、3つ目は緊急消防援助隊派遣手当でございます。当消防組合におきましては、現在、緊急消防援助隊へ消火部隊2隊、救急部隊1隊、後方支援小隊1隊、計4隊を登録しております。さきの東日本大震災におきましても、救急部隊延べ3隊を緊急消防援助隊として被災地に派遣しており、緊急消防援助隊出場実績として各隊おおむね3日間の派遣でございました。大規模災害または特殊災害が発生した非常事態の被災地に援助隊員として派遣従事する勤務は、災害発生事案の種別によりさまざまな二次災害の危険性があり、現場も凄惨な状況が想定され、派遣期間中も非常事態により野営など厳しい環境でありますことから、被災地内における各個の出勤を含め、派遣日ごとの特殊な勤務として追加するものでございます。

続きまして、別表におきます種類ごとの手当の額でございます。火災等出勤手当及び救急出勤手当におきましては、1回につき200円から250円を超えない範囲として、規則で定める額として改正するものでございます。議決を賜りました後、規則におきまして規定させていただくところでございますが、現在、出勤手当に関しましては、各種消防車両の運転、運用に当たる機関員を含め、出勤した職員は火災または救急出勤手当が一律に支給されております。各消防署に配備する各種消防

車両におきましては、中型免許以上の資格を要する消防車両が大数であり、近年におきます機能、性能の向上により専門的知識、技術を要する車両も増えてきたところであり、また救急出動件数も顕著に増加している状況にあります。これらのことから、機関員は、出動におきます緊急走行において、隊長の指示、隊員の安全確認などを行っておりますが、実質的に緊急自動車の運転行為に当たり、極度に緊張を強いられる困難な勤務に従事する件数も増え、かつ現場到着後におきまして、消防車両の運用や隊員と同様に災害防除、救助、救急の危険、困難な活動に従事いたしますことから、機関員を250円とし、機関員以外を200円とする支給額を規則で規定するものでございます。

なお、救急出動手当におきます救急救命処置の実施、潜水手当におきます潜水業務従事の手当の額におきましては従前とおりとし、規則におきます支給額も同様とさせていただくものでございます。

また、新たに追加した死体取扱手当、夜間通信管制手当、緊急消防援助隊派遣手当の額につきましては、県内消防本部におきます同種類の手当額で最も多く採択されている金額を積算根拠とし、他の種類の手当額と調整を図り定めたものでございまして、規則での支給額も同額とさせていただくものでございます。当消防組合の管内情勢、職員の環境情勢をご理解いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論なしと認めます。

これより第4号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎第5号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第10、第5号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といた

します。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

- 中原恵人管理者 続きまして、第5号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましてご説明をいたします。

平成29年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を16億8,923万1,000円とするものでございます。平成28年度当初予算と比較いたしますと、1,614万7,000円、約1.0%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、人件費及び公債費の増加によるものでございます。

平成29年度の編成に当たりましては、これまでに更新整備で配備した消防施設、車両などを十二分なる運用、活用に資するよう、人員の専門的な知識、技術や装備品の強化を進め、消防組織力の向上を図り、また引き続き地域防災のかなめとなる消防団の非常備消防施設及び資機材の計画的な更新整備を進めるなど、地域防災力の強化を図る予算編成をいたしました。

なお、詳細につきましては消防長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 長谷川真也議長 次に、酒井誠消防長。

- 酒井 誠消防長 第5号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計予算の説明をさせていただきます。お配りさせていただいております一般会計予算書により、歳入歳出予算の主な内容につきまして順次ご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為のうち1行目、通信指令施設保守管理業務委託事業についてでございますが、高機能消防指令システムの機能を、24時間365日、オンコールで維持管理するための保守点検費用でございます。現在の契約が平成29年度末となっておりますことから、平成29年度から平成32年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

2行目、3行目の消防組合ネットワーク機器賃貸借事業及び保守点検委託事業についてでございますが、庁内ネットワークを介し、消防本部、吉川署、南分署及び松伏署の情報共有や業務遂行の効率化を図っているものでございまして、現在の契約が平成29年7月末までとなっておりますことから、平成29年8月から平成34年7月末までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金15億790万4,000円についてでございますが、消防組規約第14条第2項の規定により、構成市町の負担割合は前年度の地方交付税におきます消防費の基準財政需要額によりますことから、吉川市負担金につきましては、負

担割合が65.55%の9億8,843万1,000円、松伏町負担金につきましては、負担割合が34.45%の5億1,947万3,000円をそれぞれ算出させていただいております。

2節非常備消防組合負担金の8,189万7,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に関する経費で、吉川市負担金5,657万6,000円、松伏町負担金2,532万1,000円となっております。

その他の歳入につきましては、歳出の特定財源となっておりますので、歳出とあわせてご説明いたします。

それでは、11ページ、12ページをお開き願います。3款1項消防費、1日常備消防費の説明欄下段、消防職員給与12億2,026万3,000円につきましては、消防職員149名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金を予算計上しております。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。説明欄上段の研修事業639万7,000円につきましては、消防学校など、消防に関する高度な知識、技術を習得するための各種研修費、職務の遂行に必要となる資格取得費などを予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、消防大学校にて上級幹部たる人材を養成する幹部科などの入校負担金41万7,000円の予算や、埼玉県消防学校にて救急業務に従事させるため必要となる救急科、各3期、延べ6名、消防隊員として従事するために必要となる初任教育などの入校負担金113万7,000円の予算を含んだ内容となっております。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。説明欄中段の被服管理事業1,621万6,000円につきましては、職員の業務活動で必要となる活動服、救助服、救急服などの貸与品に要する費用を予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、各種災害防除活動で必要となる防火衣におきまして、耐用年数を経過し、劣化する状況にありますことから、3カ年計画において更新を図るものでございまして、平成29年度は使用頻度の多い消防隊員など32着分の防火衣更新費756万5,000円の予算を含んだ内容となっております。

次に、19ページ、20ページをお開き願います。説明欄下段の車両資機材管理事業2,019万4,000円につきましては、消防車両並びに資機材の維持管理費、消防ホースの更新費、消防活動で必要となる機械器具の整備費を予算計上しております。

次に、21ページ、22ページをお開き願います。説明欄下段の応急手当で普及啓発事業80万5,000円につきましては、普通救命講習を初めとする応急手当で普及に係る消耗品などを予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、学校関係など多人数の救命講習に対応するため、AEDトレーナー2台分の整備費19万5,000円の予算を含んだ内容となっております。

また、説明欄下段の救急医療連携事業228万3,000円につきましては、救急救命士の知識、技術の

向上を図るために必要となる教育負担金などを計上しております。

なお、事業別予算のうち、救急救命士として救急業務を開始するに当たり、医療機関にて医師の指導のもと救急救命処置の修練を行う救急救命士就業前教育委託料11万円の予算や、同様に、救急救命士が気管挿管の救命処置を行うに当たり、医療機関にて実習を行う気管挿管病院実習委託料、2名分、60万円の予算を含んだ内容となっております。

次に、23ページ、24ページをお開き願います。説明欄中段の通信指令管理事業2,998万9,000円につきましては、119番通報を受信する消防指令システムの通信機能を維持管理するため、保守点検委託料などを予算計上しております。

次に、25ページ、26ページをお開き願います。説明欄上段の救急活動事業591万円につきましては、救急活動で必要となる救急資器材の維持管理費や消耗品などを予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、消耗品費の一部におきまして、平成29年度より、特定施設外でバイスタンダーによりAEDが使用された際、AEDを設置する施設に対し、無償にてAEDパッドを補給する制度を設けましたことから、4件分、5万5,000円の予算を含んだ内容となっております。

続きまして、同ページ、2目消防施設費、説明欄中段の庁舎維持管理事業3,056万4,000円につきましては、消防本部を含む吉川署、南分署及び松伏消防署の3つの消防庁舎におきます光熱水費、庁舎設備の維持管理費、修繕料などを計上しております。

なお、事業別予算のうち、松伏消防署において女性職員が当直勤務できるよう、休憩室を改良し、女性用仮眠室を設ける工事費75万6,000円の予算を含んだ内容となっており、全ての消防庁舎において女性職員が当直勤務できる環境となるものでございます。

次に、27ページ、28ページをお開き願います。説明欄上段の車両整備事業5,251万4,000円につきましては、資機材搬送車と高規格救急自動車の更新整備費を予算計上しております。松伏消防署に配備する資機材搬送車は、平成28年度補正予算の債務負担行為の設定時にご説明しましたとおり、経年劣化により更新を図るものでございまして、財源構成につきましては、約90%が消防施設整備事業債、残りの10%が消防施設整備基金とするものでございます。また、高規格救急自動車につきましても、導入後14年が経過し、経年劣化が進んでおりますことから、万全を期すため、高度救命処置用資器材などを含め更新するものでございます。当該車両の更新整備に係る財源につきましては、約90%が消防施設整備事業債、約10%が消防施設整備基金とするものでございます。

続きまして、同ページ、3目非常備消防費でございますが、説明欄上段の吉川市消防団員給与費3,054万7,000円につきましては、320名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積み立てに係る負担金などを予算計上しております。

次に、吉川市消防団運営事業1,796万2,000円につきましては、災害出動等の出務に係る費用弁償や消防団車両の維持管理に係る費用を予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、2カ年計画で更新整備しております、次の29ページ、30ページ、説明

欄上段、備品購入費の防火衣につきましては、正副団長と各分団へ3着の43着分の更新費用199万3,000円の予算を含んだ内容となっております。

次に、説明欄中段の松伏町消防団員給与費1,461万1,000円につきましては、116名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積み立てに係る負担金などを予算計上しております。

次に、松伏町消防団運営事業891万6,000円につきましては、吉川市消防団と同様に、災害出動等の出務に係る費用弁償や消防団車両の維持管理に係る費用の予算計上となっております。事業別予算の内訳につきましても、次の31ページ、32ページ、説明欄の上段、備品購入費の防火衣について、正副団長と各分団へ3着の24着分の更新費用111万2,000円の予算を含んだ内容となっております。

次に、4目非常備消防施設費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団器具置場維持管理事業133万8,000円につきましては、器具置場の修繕費用や維持管理費などを予算計上しております。

続きまして、吉川市消防団車両整備事業1,510万5,000円につきましては、経年劣化が進んでおります第3分団車両を更新計画に基づき予算計上したものでございます。なお、更新する車両は、台風や竜巻などの特殊災害に対応できるよう、エンジンカッターなどの破壊器具や照明器具を積載した多機能型消防団車両でございます。また、当該車両の更新に係る財源構成につきましては、100%を非常備消防施設整備事業債とするものでございます。

次に、松伏町消防団器具置場維持管理事業104万5,000円につきましては、吉川市消防団と同様に、器具置場の修繕費用や維持管理費などを予算計上しております。

続きまして、松伏町消防団車両整備事業1,510万5,000円につきましても、経年劣化が進んでおります第7分団車両を更新計画に基づき予算計上したものでございます。なお、更新する車両は、吉川市消防団と同様、多機能型消防団車両でございます。また、当該車両更新に係る財源構成につきましても、吉川市消防団と同様、100%を非常備消防施設整備事業債とするものでございます。

次に、33ページ、34ページをお開き願います。4款1項公債費の1目元金1億6,821万1,000円、2目利子715万9,000円につきましては、消防庁舎、消防車両や消防団車両の更新整備、器具置場新築工事などにより借り入れた地方債の償還金を予算計上しております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、第5号議案 29年度吉川松伏消防組一般会計予算に関連して質問をさせていただきます。全部で4点、大きく4点でございます。

最初に、総務管理費の一般管理費、消防組管理事業の中での質問でございます。特別職の報酬36万1,000円、管理者交際費4万5,000円、これは管理者と副管理者に対する報酬と受けとめております。吉川市と松伏町が協力をしての消防組合でございます。庁舎もそれぞれ離れておりますし、

自治体が異なるわけですから、調整も難しい点もあると思います。

質問は、組織の運営と管理についての基本的考え、この一部事務組合をどんなふうに管理されているのか、基本的な考えと同時に具体的な管理の内容をご説明いただければということであります。会議の参加あるいは調整、連絡、日常の取り組みをご紹介いただきたい。できれば、これは管理者と同時に副管理者も、別な自治体でありますので、答弁に立っていただければと思っています。

第2の質問は、消防業務の、とりわけ規律、点検、検証ということが日常的に求められています。この点についての管理者としての考え方、そしてどういう実践が行われているというふうに受けとめていらっしゃるか、ご紹介をいただきたい。とりわけこの1年間、どういうことに携わってこられたか、どういう、具体的な話などがあればご説明をいただきたいと、そういうことでもあります。

消防法、消防組織法の中に、15条、消防長は市町村長が任命をする、それ以外の職員は市町村長の承認を得て消防長が任命をするということが規定をされています。消防長の任命、先ごろ内部昇格という形で内示をされました。どんな思いなのか、新しい消防長に何を期待しているのか。そのほか、若干、大幅な異動で昇格者も多いのかなと受けとめておりますけれども、人事についての基本的な考え方とかかわりをこの機会に承っておきます。

消防組織法15条で、それ以外の職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命をするというふうに入っているわけですが、消防長に、それ以外は、いろいろと全面的に委ねると。とりわけ、管理者と副管理者、双方いらっしゃるわけでありまして、この辺の調整を含めて、人事権の発動はどんなふうにされているのかなと、紹介できる範囲内で説明いただければということでもあります。

消防費の中の情報公開・個人情報保護審査会運営事業について伺います。その内容、28年度の事務運営の具体的内容があればご紹介をいただきたい。現在のメンバーの紹介、そして適正かつ円滑な運営のための指針や取り組みについて、お考えがあると思います、ご教授をいただきたいということでもあります。

第3点は、消防費、消防事業ということで、これらの、これは消防長の交際費、あるいは消防長会負担金、消防協会負担金などが予算計上されているわけですが、その内容をこの機会に一括してご説明を伺っておきたいと。消防長のいろいろ広範に活動されるという面があらうと思えますけれども、十分、予算内で足りているのか、実情を含めて伺っておきます。先ほどの管理者の質問とこれは関連もしているわけでありまして、消防長の組織内での役割というものを、象徴としてはどんなふうにお考えかと。これで、3年間ですか、消防長の業務を卒業されるということでもあります。とりわけこの1年間の組織運営というものをどういうふうにされてきたのか、具体的に3点ほどに絞って、こういう方針、こういう具体的な対応と、姿勢で臨んできましたよというようなことをこの機会に、最後の機会でありますので、伺わせていただきたいということでもあります。

最後の質問は、非常備消防費、消防団員給与費及び消防団運営事業に関連してでございます。28年度の退職者の実情、29年度の入団者の実情、課題や特徴などをご説明いただきたいと思えます。

防火衣の更新については、先ほど説明がございました。消防団員の防火衣43着分、常備消防のほうは32着分ということがありましたけれども、これはどういう考えのもとに更新が行われているのか。43着あるいは32着は、どういう基準に基づいてはじき出された数字なのか。

それと、この機会に、常勤職員と団員では衣服も違うのかなと思いますけれども、どう違うのか。更新の基準も含めて、常勤と非常勤のこういう、防火衣に今回は絞って、どんなふうの違いがあるのかということをお伺いしたいと思います。

以上4点であります。よろしくお願いいたします。

○長谷川真也議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の3番目、新消防長への期待でございますが、これまでは吉川市の市役所の職員を派遣するという形で消防長とし、統括基盤の構築をしてきたのかなと考えておりますが、平成29年度からにおきましては、消防職員であります消防本部次長を消防長として任用することにいたしました。これによって、近年における大規模災害の発生や今後高い確率で予想されている首都直下型地震、またさまざまな災害に重点的、そして特化して組織として対応できるように、より強靱な指揮監督権の発揮ができるものと期待しております。また同時に、吉川市の職員も当消防組合に配置をし、今後は構成市町との連携を密接にし、消防行政の運営を進めていきたいと、そのように考えています。

以下は、担当から説明をさせていただきたいと思っております。

○長谷川真也議長 地引二郎次長。

○地引二郎次長 それでは、伊藤議員の平成29年度一般会計にかかわるご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の総務管理費、一般管理費、消防組合管理事業のうち、1番目の組織運営と管理についての基本的な考え、会議への参加、連絡などの取り組みについてでございますが、第5号議案資料、一般会計予算参考資料によりますと、各事業の内容に記載させていただいておりますとおり、消防組合管理事業におきましては、当消防組合を代表し、消防行政事務を執行するための組織の運営管理にかかわる事務事業となっております。管理者及び副管理者2名分の特別職給料、管理者交際費でございます。

基本的な考えでございますが、消防組合格約におきます、消防に関する事務など、消防の任務を十分に果たすべき、施設及び人員を駆使し、消防行政機能を発揮するための消防組合の事務を管理し、執行するものでございます。具体的には、消防組合を管理運営するために必要となる条例、予算などを調製の上、議案上程、説明など、消防組合を統括しているものでございます。

2点目の規律、点検、検証についての考えと実践について、この1年についてでございますが、管理者及び副管理者の承認のもと規定されております職員服務規程により、所属長の統率のもと、

規律を重んじ、強固な団結を維持しており、同様に規定されております消防業務に関する規程による火災防御技術等の向上を図るため、警防活動における事後検証の実施、また消防の任務を十分に果たすため策定しております消防計画の消防力等の整備点検の項目に基づき点検などを実施し、平成28年度におきましても例年のとおり遵守し、実施しているものでございます。

続きまして、3点目の後半、そのほかの人事についての管理者のかかわり、消防長の人事権の範囲でございますが、消防組織法第15条により、消防長は市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は市町村長の承認を得て消防長が任命すると規定されておりますとおり、そのほかの人事につきましては、消防長の任命権により任用し、管理者の承認を得て人事異動を実施しております。

次に、2点目の消防費、情報公開・個人情報保護審査会運営事業のその内容でございますが、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るものでございまして、当該審査会委員3名、2回開催分の報酬、費用弁償となっております。

続きまして、平成28年度の具体的な事務運営でございますが、平成28年5月9日、情報公開・個人情報保護審査会に、平成27年度中におきます公文書公開請求等の処理件数など、情報公開、個人情報保護制度実施状況について報告及び説明を行ったものでございます。

続きまして、現在の審査会委員の方々でございますが、情報公開、個人情報保護、審査会の各条例は吉川市条例を準用しておりますことから、当消防組合の審査会は吉川市審査会委員と同じ構成となっており、大学教授の小林弘和委員、弁護士の横家豪委員、元吉川市職員の杉村好美委員でございます。

続きまして、適正かつ円滑な運営のための指針や取り組みについてでございますが、本制度は、準用しております吉川市情報公開、個人情報保護条例等の規定、また逐条解説となります各制度の手引書に基づき、解釈、運用、手続を実施しており、先ほど説明いたしましたとおり、実施状況を当該審査会に報告、説明し、審査会委員の意見、指摘事項などを踏まえ、適正かつ円滑な運営に取り組んでおります。

次に、3点目の消防費、庶務事業のうち交際費につきましては、消防長交際費取扱基準を設けており、消防行政執行のために必要となる対外的交渉に要する経費でございます。

続きまして、消防長会負担金、消防協会負担金についてでございますが、全国消防長の融和協調を図り、消防の情報を交換し、消防制度、技術等の総合的な研究を行う全国消防長会の負担金、各支部となります全国消防長会関東支部、埼玉県消防長会、埼玉県東部地区消防長会などの負担金でございまして、また全国の消防職員の知識、技術等を高める各種事業などを展開する全国消防協会の負担金となっており、遜色のないものと考えております。

続きまして、消防長の組織内の役割の説明とこの1年の具体的な実践についてでございますが、平成28年度におきましても、消防本部の事務を統括し、消防職員の指揮監督に当たり、消防に関する事務などは地方公共団体執行機関として執行しているものでございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 質問事項4点目の非常備消防、消防団員給与費及び消防団運営事業についてお答えいたします。

1番目の28年度退団者の実情、29年度入団者の実情、課題や特徴は、今後の取り組みはにつきましては、平成29年3月31日付の退団者は、吉川市消防団で11名、松伏町消防団で6名でございます。平成29年4月1日付入団者は、吉川市消防団で9名、松伏町消防団で1名でございます。平成28年度と比較しますと、吉川市消防団は2名の減で306名、松伏町消防団につきましては5名の減で102名となっており、課題といたしましては、消防団員の減少が大きな問題となっております。その中でも、平均年齢が、吉川市消防団で46歳、松伏町消防団で49歳と年齢層が高くなっておりまして、20歳代から30歳代の若い世代の消防団員の確保が必要となってくると考えております。

今後の取り組みにつきましては、構成市町における市民祭りや各種行事において消防団員募集活動を行うとともに、吉川松伏消防組合ホームページや構成市町の広報紙などを活用し、幅広く多くの方に消防団の活動について広報活動を行ってまいりたいと考えております。

2番目の防火衣更新、その内容、常備消防職員との違いについてもにつきましては、安全な消防活動を行う上で必要な防火衣一式は、吉川市消防団、松伏町消防団ともに、各正副団長には1着ずつ、各分団には6着程度を配備している状況でございます。防火衣一式の内容につきましては、ヘルメット、しころ、防火衣上衣、防火長靴となっております。近年の防火衣一式の状況を見ますと、経年による劣化が多くなり始めておりまして、平成28年度、平成29年度の2カ年計画に基づきまして整備を行っているところでございます。平成28年度は、吉川市消防団につきましては39着、松伏町消防団につきましては21着の整備を行いました。平成29年度につきましても、吉川市消防団は43着、松伏町消防団は24着を整備予定とし、合計しますと、吉川市消防団82着、松伏町消防団45着となりまして、更新計画が完了するものでございます。

続きまして、常備消防との違いでございますが、主な災害活動の内容を見ますと、常備消防につきましては、屋外からの消火活動のみならず、空気呼吸器を装着し、屋内での消火活動や救助活動などを行っております。消防団につきましては、屋外からの消火活動や消防隊の後方支援活動などが活動の主体となりまして、それぞれの活動内容に適した仕様や予算状況などを鑑みまして配備しているものでございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対しまして、再質疑はありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 最後の防火衣更新、これは役割が、常勤消防職員と非常勤が違うわけですから、当然、防火衣も変わってくるのかなと。それとか、外から見たときの着ている服装、これなど

はどういうふうが違うのか、実質的にそう変わらないのか、ちょっとこの機会に確認をしておきたい。私もスマートでいい防火衣だなと思いつつも、あれ、何か、常勤なのか、非常勤なのかと思いつつもありますので、そこら辺のところの区別といいますか、そういうことがわかるようなお説明、またそういうことになっているのかどうか伺っておきます。

最後に1つ、情報公開・個人情報保護審査会の運営事業、ぜひ、これは消防となるものではないとは思いますが、やはりいろんな意味で、情報というのは正確で、そして公開されるべきものだろうと、基本的に、そういう姿勢を、今、国政あるいは東京都政なども前面に押し出しているような感じで受けとめています。ぜひ、情報公開、オープンマインドということをしっかり肝に銘じて、運営をさらに進めていただければ、これは希望しておきます。

あとは、総務管理費、管理者、副管理者及び消防長と、皆、関係があるかなと思いつつも、とりわけ組織の管理者及び消防長の果たす役割、存在感というのは大きいと思いつつも、まず、中原管理者に、27年の7月議会等で、消防組織の運営管理の全責任は管理者の自分にあると、公正で透明、安定感のある消防行政の構築に努めるということを繰り返し強調されております。公正で透明、安定感のある消防行政の構築に、この1年、どういうところに目配りをされて、具体的な指示あるいは具体的な成果を上げられたのか、そのことを1つ伺っておきます。

もう一つは、先ほど百条委員会まで設けたテーマについて、この公務執行妨害の事件について、消防組合ではその後、職員全体に対する報告や説明は行われたのか、あるいは検証作業は行われたのか。

○長谷川真也議長 伊藤議員に申し上げます。

一般会計予算のことをやっていますので。

○6番 伊藤正勝議員 重要な事件であったと思いつつも、公正で透明な管理運営のために、そういうことをおやりになったかどうかということはこの機会に確認をさせていただきます。

○長谷川真也議長 伊藤議員、済みません。

今の発言は議題外なので……

○6番 伊藤正勝議員 そんなことはないよ。

○長谷川真也議長 いや、今は一般会計の予算のことをやっていますので。

○6番 伊藤正勝議員 会計の管理の中身を聞いているだけの話であって、管理者に一言、そして消防長に、消防の実務に携わる責任者でありますから、いいですか。消防本部の長は、消防組織法でも消防長とすると、消防長は事務を統括し……

○長谷川真也議長 伊藤議員に申し上げます。

再度注意しましたが、議長の注意に従わないため、会議規則第54条2項の規定により発言を禁止したいと思います。

○6番 伊藤正勝議員 消防組織法の紹介をしているのだ。

○長谷川真也議長 今、一般会計のあれをやっていますので。

○6番 伊藤正勝議員 そう、だからその役割をどう果たしたのかということ最後に聞きたいという事で……

○長谷川真也議長 暫時、ちょっと休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○長谷川真也議長 再開いたします。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

管理者として、この1年というか2年、どのように対応を図ってきたかという件でございますけれども、就任してすぐに、随時メールできちっと情報を私と秘書に流すようにという形で、随時、さまざまな事件、案件がありましたら、メールがまず届きます。ベースとしては、月1回、必ず行政報告がありますので、秘書室において消防長初め担当の皆さんと意見交換を行って、また前後1カ月における案件あるいは事業の打ち合わせをしています。これまでは秘書だけがそれを聞く話、管理者だけがその話を伺うという形だったのですが、市民安全の部長、副部长も含めて全体で共有しようという形に変えてまいりました。また、今回は自衛隊とも連携を深めるというのも、昨年一年は大きなテーマにしてまいりましたから、消防長、また警防課長初め、自衛隊に伺って懇談をする中で、滅災協力をどのように進めていくか、また今回から自衛隊を退官された方を招きますから、その方々との連携をどのように深めていくかについて、消防組合と管理者としてですか、打ち合わせを深めてきたというところでございます。

また、先ほど伊藤議員がおっしゃったように、全ての責任は私にあると今でもきちっと思っていますし、組織として、透明、そして公正にということで、先ほどの暴行事件については触れませんが、昨年、救急車に暴行した人間に対しては、厳しくいくという姿勢を確実に打ち出しまして、処分をしっかりとするようにと指示を出したところでございます。今後は、しっかりとそのように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

防火衣につきましては、常備消防は黒色を主体としたものでございまして、非常備につきましてはシルバー色というふうになっておりまして、災害現場で一目でわかるような形のものを採用して

おりますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第5号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案 平成29年度吉川松伏消防組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○長谷川真也議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

閉会 午前11時46分

